

## 和洋女子大学知的財産ポリシー

和洋女子大学（以下、「本学」という。）は、本学が生んだ研究教育活動の成果を、貴重な知的財産と考え、「創出・保護・活用」の知的創造サイクルの円滑な循環を促すために、広く社会と連携した研究教育活動を推進する。このために知的財産に関して和洋女子大学知的財産ポリシー（以下、「ポリシー」という。）を定める。

### 1. 知的財産の帰属

本学の教職員が、本学の資金、施設、設備その他の資源を活用して行った活動により生じた発明等（以下、「発明等」という。）は、原則として本学に帰属するものとする。ただし、その内容が本学の業務範囲に属さない場合は、その限りでない。

### 2. 知的財産の承継

本学は、本学の教職員による発明等の知的財産を、社会性、技術性、市場性、将来性、費用対効果など総合的な判断により承継することを決定した場合に、これを承継する。

### 3. 発明者の保護

本学が承継した知的財産に係る訴訟・係争及び侵害に対しては、本学が責任をもって対応し、発明者である本学の教職員（以下、「発明者等」という。）の正当な権利を保護する。

### 4. 発明者等へのインセンティブ

- ▶ 本学が承継した発明等を出願した場合は、発明者等に対して出願補償金を支払う。
- ▶ 本学が承継した知的財産権が成立した場合は、発明者等に対して登録補償金を支払う。
- ▶ 本学が承継した知的財産権を譲渡し、又は実施許諾したことにより、本学がロイヤリティ収入を得た場合は、当該収入を定められた割合で発明者等及び本学とで配分する。なお、知的財産に関わる詳細事項については、「和洋女子大学発明等取扱規程」にて定める。

### 5. 情報公開の原則

研究支援課は、研究教育活動の成果である知的財産を管理し、「創出・保護・活用」の知的創造サイクルの円滑な循環を促すために情報公開し、社会的有効活用を推進する。

### 6. 本ポリシーの事務

本ポリシーに関する事務は、研究支援課が行う。

#### 7. 本ポリシーの改廃

本ポリシーの改廃は、和洋学園諸規程の管理規程の定めによる。

##### 附 則

本ポリシーは、平成 28 年 7 月 1 日から制定施行する。

##### 附 則

本ポリシーは、平成 30 年 4 月 1 日から改正施行する。